平成２４年５月２９日

各　　位

会 社 名　大和ハウス工業株式会社
（コード番号 1925　東証・大証第一部）
代表者名　代表取締役社長　　大野　直竹
問合せ先　総　務　部　長　　中尾　剛文
電話番号　（06）6346 - 2111

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成２４年５月２９日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成２４年６月２８日開催予定の第７３期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

（1）取締役及び監査役が期待された役割を十分に発揮することができるよう、また社内外を問わず広く適任者を得られるよう、取締役及び監査役の責任を会社法で定める範囲で免除することができる旨の規定、並びに社外取締役の責任を予め限定する契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。（定款第 26 条及び第 33 条第１項）
なお、取締役の責任免除の規定（定款第 26 条）の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。

（2）上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日　　平成２４年６月２８日（木）
定款変更の効力発生日　　平成２４年６月２８日（木）

以　上

【別紙】

＜定款変更の内容＞

（下線部は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　　更　　案
＜新設＞	（取締役の責任免除） 第 26 条　当会社は会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の同法第 423 条第 1 項の賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 (2)　当会社は会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間で、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。
第 26 条～第 31 条　＜条文の記載省略＞	第 27 条～第 32 条　＜現行どおり＞
（社外監査役との責任限定契約） 第 32 条　＜新設＞ 当会社は会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間で、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。	（監査役の責任免除） 第 33 条　当会社は会社法第 426 条第 1 項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の同法第 423 条第 1 項の賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 (2)　当会社は会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間で、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。
第 33 条～第 36 条　＜条文の記載省略＞	第 34 条～第 37 条　＜現行どおり＞

以上